

2025年3月

お客さま各位

株式会社大垣共立銀行

「手形帳・小切手帳の発行」および「署名判印刷サービス」の終了について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。

これを受けて、当社では「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応として、「手形帳・小切手帳の発行」および「署名判印刷サービス」について、下記の通り終了させていただきます。

今後もお客さまにご満足いただけるよう、サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形帳・小切手帳の発行終了

実施日	2026年3月31日（火）
実施内容	手形帳、小切手帳の発行を終了いたします（枚数毎の発行を含みます）。 ※ 発行終了時点で保有されている手形帳・小切手帳につきましては、引続きご利用いただけます。
今後の予定	当座預金からの払い戻し手段である小切手の代わりとして、専用払戻請求書を制定する予定です。 ※ 専用払戻請求書は、第三者に譲渡（代金の支払い等に利用）することはできません。

2. 署名判印刷サービスの終了

実施日	2026年3月31日（火）
実施内容	署名判印刷サービスを終了いたします。 ※ これに先立ち2025年6月30日（月）をもって、同サービスの新規受付を終了させていただきます。

3. 手形・小切手機能の全面的な電子化について

手形・小切手の電子化は事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減等の様々なメリットがあります。

当社では、手形・小切手に代わる決済方法としてインターネットバンキングによるお振込やでんさいサービスを用意しておりますので、お客さまにおかれましてもお早めに電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上